

韓国における 2016 年度税制改正

Issue 1, March 2016

In brief

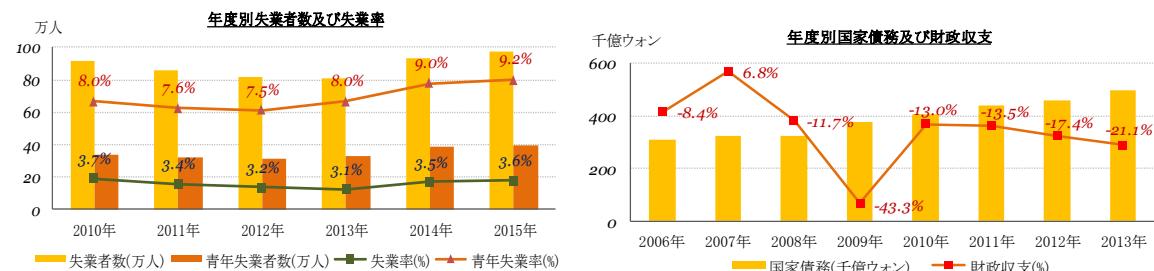
PwC 税理士法人韓国タックスデスクは、日本企業の韓国投資および日本に進出する韓国企業に対して、日韓および韓日間の国際課税などの業務提供を行ってきました。今後、より質の高いサービスを提供すべく、税制改正あるいは重要なトピックなどを取り上げる Korea Tax News を発信することといたしました。皆様の実務に活用していただければと考えております。

今回は 2016 年度税制改正の主要なテーマについて解説をいたします。

2016 年 1 月 29 日、韓国企画財政部で 2016 年度税制改正法および施行令が公布されました。本改正法および施行令は、一部の規定を除き、2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より適用されます。内容としては、雇用促進および税収確保のための各種税制が新設および改正されました。本ニュースレターでは韓国における 2016 年度税制改正に関して特に留意すべき点を解説いたします。

In detail

最近、韓国では高い失業率および税収不足が社会的課題になっており、2016 年度税制改正では雇用促進および税収確保のための各種税制が新設・改正されました。



以下では、2016 年度税制改正のうち、法人関連の改正項目を中心に解説いたします。

1. 税収確保のための税制改革関連
 - (1) 欠損金の繰越控除制限規定の新設
 - (2) 韓国内に派遣された一定の外国勤労者に対する源泉徴収制度の導入
 - (3) 乗用車の購入および維持費用に対する損金算入限度規定の導入
 - (4) 各種の投資税額控除の見直し
2. 雇用促進のための税制改革関連
 - (1) 正規雇用に転換された勤労者に対する税額控除の拡大
 - (2) 青年勤労者の雇用増加に対する税額控除の導入

1. 税収確保のための税制改革関連

(1) 欠損金の繰越控除制限規定の新設

2016 年度税制改正では、欠損金の繰越控除制限規定が新設されました（中小企業等については同規定の適用はありません）。2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から欠損金の繰越控除限度が「当該事業年度の所得金額」から「所得金額の 80%まで」に引き下げられますので、繰越欠損金が十分にあっても所得金額の 20%相当額に対する法人税額が発生することになります。

	改正前	改正後
控除限度割合（中小企業等を除く）	100%	80%（注1）
繰越控除期間	10 年	10 年

（注 1）2016 年 1 月 1 日以降に開始する繰越欠損金を控除する事業年度から適用

(2) 韓国内に派遣された一定の外国勤労者に対する源泉徴収制度の導入

2016 年度税制改正では、韓国法人が海外から韓国内に派遣された勤労者の勤労対価を外国法人へ支払う場合、当該勤労対価の支払に対して 17% の税率による個人所得税が源泉徴収されます。また、韓国内に勤労者を派遣した外国法人も当該勤労対価について年末調整義務を負うこと留意しなければなりません。

上記の改正は 2016 年 7 月 1 日以降に韓国法人が外国法人に対して支払う外国派遣者の勤労対価から適用されます。

① 派遣勤労者の適用範囲

韓国内に恒久的施設がない外国法人に所属する勤労者でかつ、韓国法人に勤労役務を提供する者

② 源泉徴収の適用要件

- (ア) 外国法人に支払う勤労対価の総額が 30 億ウォンを超過すること
- (イ) 韩国法人の直前事業年度の売上高が 1,500 億ウォン以上である又は資産総額が 5,000 億ウォン以上であること
- (ウ) 韩国法人が航空業、建設業、研究開発業、法務・会計等の専門サービス業、建築・土木技術関連サービス業、機械・電子・設計等に対する各種エンジニアリング業を営むこと

(3) 乗用車の購入および維持費用に対する損金算入限度規定の導入

2016 年度税制改正では、私的に使用する乗用車の購入および維持費用の損金算入を制限するためにトラックやタクシー等を除いた一般乗用車のこれら費用に対して損金算入限度が設けられました。また、韓国の付加価値税上一般乗用車の購入および維持費用は仕入控除が認められません。法人税法上の損金算入制限が適用される乗用車の範囲と付加価値税法上の仕入控除が認められない乗用車の範囲は同一となります。

乗用車関連費用について、役職員専用自動車保険に加入しない場合には乗用車の購入および維持費用の全額が損金算入されません。役職員専用自動車保険に加入する場合、運行記録を作成している企業は運行記録上の業務使用割合によって損金算入額を算定し、運行記録を作成していない企業は年間 1,000 万ウォンを限度に損金算入することができます。

上記の改正は 2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度において生じた費用から適用されます。

① 適用対象である乗用車の範囲

運輸業、自動車販売・賃貸業、運転学院業および警備業に直接的に使用される自動車を除いたすべての乗用自動車

② 適用対象である乗用車の購入および維持費用の範囲

減価償却費、売却損失、リース料、ガソリン代、保険料、車検料、修理費、自動車税など

③ 損金算入限度額の計算

		損金算入限度額
役職員専用自動車保険(注 2)に加入しない場合		全額損金不算入
役職員専用自動車保険(注 2)に加入する場合	減価償却費	年間 800 万ウォン
	売却損失	年間 800 万ウォン
	リース料、ガソリン代、保険料、車検料 修理費、自動車税	① 運行記録を作成する場合: 該当費用に業務使用比率(注 3)を乗じた金額 ② 運行記録を作成しない場合: 年間 1,000 万ウォン

(注 2)役職員が業務に向けて運転する場合にのみ、補償の対象とする自動車保険として、当該事業年度の全期間が保険期間に含まれていなければならない

(注 3)乗用車別の運行記録上の業務用走行距離を総走行距離で割った割合

(4)各種の投資税額控除の見直し

2016 年度税制改正では、税収確保に向けて投資に対する各種税額控除制度は縮小されました。

	控除対象投資金額	税額控除額の算定	
		改正前	改正後
R&D 設備投資に対する税額控除	試験研究用施設の購入額	施設購入額に 3%(中堅企業は 5%、中小企業は 10%)を乗じた金額(注 4)	施設購入額に 1%(中堅企業は 3%、中小企業は 6%)を乗じた金額(注 4)
省エネルギー施設投資に対する税額控除	エネルギー節約施設、新エネルギー・再生エネルギーを生産する施設等の購入額		
生産性向上施設投資に対する税額控除	生産工程改善・自動化生産施設、各種 ERP(供給先管理、顧客管理、購買管理等)の購入額	施設購入額に 3%(中堅企業は 5%、中小企業は 7%)を乗じた金額(注 4)	

(注 4) 「中堅企業」および「中小企業」は次の通り定義されます。

区分基準	
中小企業	次の要件をすべて満たす法人 ① 売上高が業種別基準金額(400 億ウォン～1,500 億ウォン)以下であること ② 総資産額が 5,000 億ウォン未満であること ③ 総資産額が 5,000 億ウォン以上である法人の子法人でないこと
中堅企業	上記の中小企業を除く法人のうち直前3事業年度の平均売上高が3,000億ウォン未満である法人

上記の各種投資税額控除に対する改正は 2016 年 1 月 1 日以降に投資する分から適用されます。

2. 雇用促進のための税制改革関連

(1) 正規雇用に転換された勤労者に対する税額控除の拡大

2016 年度税制改正では、非正規雇用から正規雇用への転換を促進するために、正規雇用となった勤労者の給与増加額に対する追加税額控除のしくみが導入されました。正規雇用への転換に対して既存の税額控除額は正規雇用転換者数に一人当たり 200 万ウォンを乗じ算定されましたが、2016 年度税制改正では正規雇用転換者の直前年度の給与支払額より増加した給与支払額に 10% を乗じた金額が追加で税額控除され

ます。なお、正規雇用転換者の人数に対する税額控除の適用期間は「2015年12月31日以前に終了する事業年度まで」から「2016年12月31日以前に終了する事業年度まで」へ1年間延長されます。

上記の改正は2016年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

	改正前	改正後
正規雇用転換者の増加人数に対する税額控除(注4)	当該事業年度に正規雇用に転換された人数に200万ウォンを乗じた金額を税額控除する	当該事業年度に正規雇用に転換された人数に200万ウォンを乗じた金額を税額控除する
正規雇用転換者の給与増加額に対する税額控除	(新設)	直前年度より当該年度の正規雇用転換者の給与増加額に10%(大法人は5%)を乗じた金額を税額控除する

(注5)適用期間は「2015年12月31日以前に終了する事業年度まで」から「2016年12月31日以前に終了する事業年度まで」に1年間延長されます。

(2) 青年労働者の雇用増加に対する税額控除の導入

2016年度税制改正では、青年失業問題を解消するために青年労働者の新規雇用に対する税額控除制度が新設されました。事業年度末現在15歳以上29歳未満である労働者(以下、「青年労働者」)の新規雇用に対する税額控除額は、直前年度末より増加した青年労働者数について1当たり500万ウォンを乗じ算定されます。

上記の改正は2016年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

久保田 英夫

03-5251-2738

hideo.kubota@jp.pwc.com

パートナー

宮嶋 大輔

03-5251-2552

daisuke.miyajima@jp.pwc.com

マネージャー

山下 泰樹

080-3586-1171

taiki.y.yamashita@jp.pwc.com

マネージャー

鈴木 学

080-3592-6044

manabu.suzuki@jp.pwc.com

マネージャー

李 承澈

080-4857-1092

seungcheol.s.lee@jp.pwc.com

マネージャー

金 柄秀

080-3171-4535

byoungsoo.kim@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 570 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。